

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例		
条 例 番 号	昭和 60 年神奈川県条例第 30 号	法 規 集	第 15 編第 3 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	警察本部警務部警務課		
条 例 の 概 要	警察官の職務に協力援助した者の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）につき療養その他の給付に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第 4 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を行うために、必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	災害給付の執行に関する事務手続は、本条例に基づいて適切に行われており、有効に機能している。	認定状況 ・平成 16 年度 7 件 ・平成 17 年度 4 件 ・平成 18 年度 4 件 ・平成 19 年度 6 件 ・平成 20 年度 3 件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県が行う給付についての実施機関等必要な事項を定めたものであり、本条例により、災害給付が効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	警察官の職務に協力援助して被災した県民等を補償するものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川県構想」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	警察官の職務に協力援助した者が受けた災害について必要な給付を行うことを、法律の規定に基づいて制定しているもので、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無